11/18 朝日

F15部品 輸出容認へ

自公一致「武器に該当せず」

武器輸出を制限している政府の「防衛装備移転三原則」の運用指針の見直しをめぐり、自民、公明両党は17日に実務者協議を行い、自衛隊が持つ武器の部品の輸出を認める方向で調整に入った。退役するF15戦闘機の中古エンジンをインドネシアなどに輸出することを想定している。

自衛隊法116条の3では、途上国への装備品の譲渡について「（殺傷能力がある）自衛隊法上の武器」を禁じると定める。しかし、部品の取り扱いに関する明確な規定はなく、政府は「部品は武器には該当しない」との見解を示している。

この日の実務者協議に出席した自公の複数の出席者によると、政府見解に対する異論はなかったという。公明の事務局長を務める三浦信祐参院議員は協議後、記者団に「部品とは何かを個別に整理しなければならない」と語り、部品の定義について議論を進める方針を示した。

与党が7月にまとめた中間報告書では、殺傷能力のない部品であれば輸出を可能にするべきだとの意見があったと記していたが、この日の協議では部品輸出を容認する方向で一致した。

他国企業の許可を得て日本国内でつくる「ライセンス生産品」の完成品についても議論した。ライセンス元の国に対して殺傷能力のある武器も含めて輸出を容認する方向で調整に入っており、ライセンス元の国からさらに第三国へ輸出する際の制限など適正管理のあり方について意見を交わした。

武器輸出の拡大をめぐっては、政府・与党は、英国、イタリアと共同開発する次期戦闘機を念頭に、他国との共同開発品の日本から第三国への輸出も解禁する方針。今後は、「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の5類型に限って殺傷能力のない武器の輸出を認めている現行ルールの見直しが焦点となる。

（田嶋慶彦、国吉美香、藤原慎一）

F15戦闘機＝航空自衛隊のホームページから

武器の部品の輸出拡大をめぐる議論

現状

自衛隊法116条の3では、途上国への装備品提供は殺傷能力のある武器を除くと定めるが、部品が武器にあたるかは明記していない

▼

7月の与党中間報告書

殺傷能力のない部品であれば、輸出できるようにするべきだとの意見あり

▼

8月の政府見解

部品は殺傷能力のある武器には該当しない

▼

11月17日の与党実務者協議

8月の政府見解の妥当性を確認。今後、部品の定義を詰めることに

自衛隊F15戦闘機の中古エンジンなどの輸出を想定